## ■豪州:2011 年開始予定の「再エネ目標制度(RET)」の一部修正案を発表

オーストラリア連邦政府は、2020年の発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 20% (450億kWh)を達成するため、販売電力量の一定割合について、小売電気事業者に対し、一定の基準を満たした再生可能エネルギー発電施設が発行する「再生可能エネルギー証書(REC)」を買い取ることを義務付けた「再生可能エネルギー目標制度(RET)」を実施している。連邦気候変動省は2010年2月26日、RET制度の一部修正案を発表し、導入目標を発電規模に応じて、大規模発電(LRET)と小規模発電(SRES)に分割する方針を明らかにした。目標の450億kWhのうち、大規模発電(風力、商業用太陽光および地熱)から410億kWh、残りを家庭用太陽光発電や太陽光温水器などの小規模発電から達成し、小規模発電については、2011年1月から発電した電力に応じて、再生可能エネルギー証書(REC)を1MWh当たり40豪ドルで買い取る施策を提案している。大規模発電事業者の事業の不確実性を取り除くとともに、家庭への直接的な支援を強化する。連邦政府は今後、修正案について産業界等から意見募集を行い、冬の国会に法案を提出するとしている。